



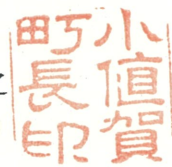
小値賀町公告第14号
4 値教第666号

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小値賀町財務規則（平成24年3月26日規則第1号）第110条の定めるところにより公告します。

令和4年8月3日

小値賀町長 西村久之



1 入札担当部局

名称：小値賀町教育委員会 教育総務係

住所：〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2371番地1
小値賀町離島開発総合センター2階

電話：0959-56-3838 FAX:0959-56-4192

E-mail：kyouiku@town.ojika.lg.jp

2 入札に付する事項

(1) 番号

4 値教第666号

(2) 件名

学校ICT機器等賃貸借

(3) 調達物件の内容等

仕様書記載のとおり。

(4) 搬入期限

令和4年12月20日(火)

(5) 機器等賃貸借期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで(60ヶ月)
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(6) 履行場所

小値賀小中学校及び大島分校

3 入札参加資格

この入札に参加できる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないもの。
- (4) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

4 入札の日程等

	提出期間等	注意事項
入札参加資格 確認申請	令和 4 年 8 月 3 日 (水) から令和 4 年 8 月 17 日 (水) 17 時まで	「5 入札参加資格の確認申請」に示す内 容を参照すること。
仕様書 に対する質問	令和 4 年 8 月 3 日 (水) から令和 4 年 8 月 12 日 (金) 15 時まで	質問がある場合は、質問書 (様式第 3 号) により、前記 1 (入札担当部局) に示すメ ールアドレスへ送付すること。 その際の件名は、「学校 I C T 機器等賃 貸借に係る質問事項」とする。
質問回答	回答内容を作成した 段階で順次行う	回答については、令和 4 年 8 月 16 日 (火) 17 時まで
機能等証明書	令和 4 年 8 月 17 日 (水) 17 時まで	提出方法等は機能等証明書作成要領によ る。
入札書 提出期限	令和 4 年 8 月 23 日 (火) 12 時まで	「6 入札書の提出方法」から「11 入札保 証金」までの事項を参照すること。

開札	令和 4 年 8 月 23 日 (火) 16 時 (開札場 所:小値賀町副町長 室)	落札結果は、町から応札者に直接メー ルで連絡をする。
----	---	-------------------------------

5 入札参加資格の確認申請

この入札に参加を希望する者は、次の入札参加資格申請書類等を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

前記 4 (入札の日程等)の入札参加申請に示す提出期間に、次の書類を前記 1 の入札担当部局に郵送すること。(持参は不可。)

郵送方法は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限るものとし、申請期限までに必着のこと。申請期限を過ぎて到達した書類は、いかなる事由があっても受理しない。

《入札参加資格申請書類》

項	提出書類	様式
1	<p>一般競争入札参加申請書</p> <p>※本店を申請者とする。ただし、小値賀町の「令和 3・4 年度物品競争入札参加資格者名簿」において、入札、見積り及び契約締結等の権限を継続して委託されている場合は、受任者を申請者とする。</p> <p>※使用印を届出している場合は、使用印を押印すること。</p>	様式第 1 号

注提出書類は、入札参加資格の確認に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

6 入札書の提出方法

入札書は郵送(簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。(持参は不可。)

また、送付前に電話又は電子メールにて連絡することとし、代表者ではなく代理人が書類を作成する場合は、委任状(様式第 2 号)を同封すること。なお、提出期限を過ぎて提出された入札書類は、いかなる事由があってもこれを受理せず入札を辞退したものとみなす。

7 入札回数

入札回数は、1 回のみとする。

8 入札書の記載方法等

- (1) 入札書は、様式第5号を使用すること。
- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札した契約希望金額の100/110に相当する金額を記載すること。なお、「賃貸借月額」を記入し、参考数値としてカッコ書きで5年間(60か月分)の総額を記入することとする。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状(様式第2号)を提出すること。
- (4) 提出された入札書において、入札価格の訂正は認めない。
- (5) 入札書は、内封筒・外封筒の二重封筒とすること。入札書を入れた内封筒には、「入札書在中」と朱書きして封かんし、封筒の表面には、入札者の商号(名称)、調達件名を記載するとともに貼り付け部分を届出印で割印をすること。外封筒には、表面に「学校ICT機器等賃貸借に係る入札書在中」と記載し、封印すること。なお、委任状を同封する場合は、外封筒に直接入れること。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 入札担当部局において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一の入札について同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (5) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (6) 入札書を封印した封筒に封入していないとき。
- (7) 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (8) 前各項に掲げるもののほか、小値賀町契約規則第7条各号のいずれかに該当するとき。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内でありかつ最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。なお、当該入札者が不在の場合は、当該入札執行に関係のない小値賀町職員がその者の代わりにくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 入札保証金
免除とする。

12 契約保証金
免除とする。

13 その他

(1) 契約における特約条項

この入札による契約において、令和 4 年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、町は、この契約を解除することができるものとする。

(2) 費用の負担

契約書等の作成及び提出に要する費用は落札者の負担とする。

(3) 契約先

契約相手は、発注者「小値賀町長」となる。

(4) その他

ア 本入札に関係して提出された書類は返却しない。

イ 入札参加資格申請書類は、提出者に無断で使用しない。